

# 堺市オープンデータの推進に関するガイドライン

平成 27 年 12 月 25 日 制定

本ガイドラインは、国における公共データの活用促進のための基本戦略として策定された「電子行政オープンデータ戦略（平成 24 年 7 月 4 日：IT 戦略本部決定）」や、IT・情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして策定された「世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 27 年 6 月 30 日：閣議決定）」等を踏まえ、本市におけるオープンデータの推進に向けた基本的な考え方や取組の方向性について示すものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の国における検討や関連技術の進展等を踏まえて、随時改訂していくものとする。

## 第 1 章 オープンデータの推進に関する基本的な考え方

### 1. オープンデータ化の導入について

オープンデータ化とは、行政が保有する公共データを機械判読<sup>\*1</sup>が容易で、二次利用可能<sup>\*2</sup>な形として開放することであり、市政への「透明性・信頼性の向上」及び「市民参加・公民連携の推進」を促す、といった意義が認められる。

また、市民・事業者等がオープンデータを活用することにより新しいビジネスやサービスが創出され、企業活動や社会生活にイノベーションがもたらされることを通じた地域の活性化が期待されることから、国の成長戦略の中でも重要な施策として位置付けられている。

このような中、本市においても透明性・信頼性の向上や市民参加・公民連携の推進、地域経済の活性化等に繋げるため、オープンデータを推進することとする。

## 第 2 章 オープンデータの推進に向けた取組の方向性

### 1. 対象とするデータ範囲

原則として本市のウェブサイトにおいて公開している情報を対象とする。

また、個人情報等で個人などの権利侵害に繋がる恐れがある情報や、個別法令で利用に制約がある等の理由により二次利用が認められない情報は対象外とする。

#### (1) 積極的にオープンデータ化する情報

ア 防災・減災情報、地理空間情報、統計情報

イ 市民・事業者等からの利用ニーズや問合せが多い情報

ウ 本市の主要施策に関する情報や、積極的に広報を行う必要のある情報

## (2) 公開データの拡大

本市のウェブサイトにおいて公開していない情報であっても、利用ニーズやその効果が認められるもので、公開しないことに具体的かつ合理的な理由がない場合は、原則として本市のウェブサイト公開するとともにオープンデータとして公開していくものとする。

## 2. オープンデータ公開の基本的なルール

### (1) 二次利用を可能とする利用ルールの設定

オープンデータとして公開する情報は、原則として二次利用を認めることとする。二次利用が可能であることを分かりやすく表示するため、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス<sup>※3</sup>」を活用し、中でも可能な限り「CC-BY<sup>※4</sup>」による公開を検討する。

また、第三者の権利が含まれているデータや、個別法令による制約がある等の理由により商業利用や改変が認められない場合は、その旨をあわせて明示することとする。なお、数値データ、簡単な表・グラフ等の著作権の保護対象外である情報については二次利用の制限が無いことを明示する。

### (2) 機械判読に適したデータ形式での公開

オープンデータ化するデータについては、可能な限り特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV<sup>※5</sup>等）での公開を行う。なお、将来的に他のデータとの横断検索等が容易となる高度な利用が可能なデータ形式（RDF<sup>※6</sup>等）での公開についても検討し、拡大していくものとする。

また、データの構造については、国において用語やその定義の標準化の取組が進められていることから、その状況を踏まえて対応を検討する。

### (3) 第三者が著作権等の権利を有する情報を含むデータの取り扱い

外部に委託した業務の成果物、市民・事業者から提供された情報等、第三者が著作権その他権利を有する情報が含まれる場合は、当該データの二次利用が可能となるよう、データの収集、委託契約の締結等に際しては、第三者との間で合意を得るよう事前に調整を行うこととする。

### (4) 二次利用のために必要な情報及び免責事項等の表示

本市はオープンデータを公開する上で、情報の時点、作成日、内容など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供する。また、利用に当たっての注意事項や、データを利用したことにより損害を生じた場合等、本市はその責を負

わない旨を記載した利用規約についても掲示する。

### 3. 取組の方向性

オープンデータの利活用を促進していくことは、生活利便を高めるサービスや災害時に有効なサービスの創出に繋がるなど、本市にとって有益な効果をもたらす重要な取組と考える。このため本市では、利活用に関し積極的に検討を行うほか、事業者等が行う利活用の取組についても、その趣旨及び内容を検討したうえで連携・協働して推進する。

#### ※1 機械判読：

人による作業を介することなく、コンピュータプログラム（アプリケーション）が自動的にデータを再利用（加工、編集等）すること。

#### ※2 二次利用可能：

第三者がデータを一部改変したり、再配布したりすることが可能であること。二次利用を広く認めるには、著作権者が予め利用を許諾していることを明示する必要がある。

#### ※3 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC ライセンス）：

著作権のある著作物の配布を許可するパブリックライセンスのひとつで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンスの条件の範囲内で利用することができる。

#### ※4 CC-BY：

原作者のクレジット（氏名、作品タイトル等）を表示すれば、複製、翻訳、公衆送信等の改変や、営利目的での利用も可能である。CC ライセンスの中で最も自由度が高いライセンス。

#### ※5 CSV：

Comma-Separated Values の略。項目をカンマ「,」で区切ったテキストデータおよびテキストファイル。シンプルな構成と汎用性の高さが特徴で、様々なアプリケーションでデータを再利用（加工、編集等）することができる。

#### ※6 RDF：

Resource Description Framework の略。特にメタデータ（データの意味や性質を表すためのデータ）を記述することを目的としており、コンピュータが扱う情報の分類や検索等の自動化・効率化を図ることができる。